

決議を可決しました

※決議は、議会が行う事実上の意思形成行為で、議会の意思を対外的に表明するものです。☞議会一口メモ P.12

尾道駅前都市開発株式会社の筆頭株主である尾道市が、株主総会及び取締役会の開催を要求し、社長職を副市長に交代し無報酬とするよう提案することを求める決議(要旨)

同社は設立から平成19年度まで、助役である若住氏が無報酬で社長を務めていたが、同氏は助役をやめた後も社長職にとどまり、「週一回程度」の勤務で月額10万円の報酬を受け取るようになった。

議会内外から「退職助役への論功行賞だ」などの批判が起こったが、市は報酬を払い続けた。

同氏は平成24年度で社長を退いたが、同社は平成25年5月27日、後任の社長に市の元総務部長を選任し、引き続き月額10万円の報酬を支払うことにした。

若住氏が社長に就任したのは、同社の経営に市の意向が反映する人事にするためであったことを考えれば、社長職は副市長が無報酬で兼務しても十分勤まることは明らかである。にもかかわらず、元部長を社長に選任し今後も月額10万円の報酬を払い続けることは、「退職者利権」を温存するためであるとのそしりを免れ得ず、到底市民の理解を得ることはできない。

よって市議会は、市が株主総会と取締役会の開催を要求し、社長職を副市長に交代し無報酬とすることを提案するよう求める。

請願を採択しました

※請願は、市政に対する意見や要望等を市議会に提出するものです。議会では、請願の実情を調査するなどして慎重に審議し、採択・不採択を決定します。議会で採択した請願は、執行機関に送付するなどしてその実現を求めます。

「認知症対応型共同生活介護の施設」など因島圏域に整備する請願(要旨)

国の施策は、施設介護から在宅介護への方針が示されていますが、高齢者を介護する家族は、その方針に応じられない方々も多くいます。

国とその家族の希望を満たすのが「地域密着型の介護施設」と言えます。その意味において、「小規模多機能型居宅介護」「認知症対応型共同生活介護」の施設の需要が増えています。

認知症対応型共同生活介護施設では、地域でのターミナルとして少しでも家族と共に最期を迎えられる施設として多くの介護者に求められています。

尾道市の第5期介護施設整備計画(平成24年度～26年度)では、「小規模多機能型居宅介護施設」=24年度(尾道中央)、25年度(瀬戸田)、「認知症対応型共同生活介護施設」=24年度(向島)、25年度(北部)と整備は決まっているものの、平成26年度はそれぞれが未決定となっています。南部圏域(因島・瀬戸田)は、高齢化率=37.08%、75歳以上人口=6,839人、要介護認定者=1,544人と他地域より非常に高い状況です。

このような実態を考慮していただき、平成26年度には、南部圏域(因島)に「認知症対応型共同生活介護施設」など、一日も早く整備していただきますようお願いいたします。

6月定例会では、下記の意見書を可決し、関係機関に提出しました。

意見書
(要旨・要望事項)

※意見書とは、市の公益に関することについて、議会としての意思を意見としてまとめた文書で、国会や関係行政庁に提出します。

地方財政の充実・強化を求める意見書

- 1 地方財政計画、地方交付税総額の決定に当たっては、国の政策方針に基づき一方的に決めるのではなく、国と地方の協議の場で十分な協議のもとに決定すること。
- 2 社会保障分野の人材確保、農林水産業の再興、環境対策などの財政需要を的確に把握し、増大する地域の財政需要に見合う地方財政計画、地方交付税総額の拡大をはかること。
- 3 地域の防災・減災に係る必要な財源は通常の予算とは別枠で確保するとともに、地方交付税などの一般財源と地方債などの特定財源の振替は厳に慎むこと。
- 4 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり、小規模自治体に配慮した段階補正の強化、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握について、対策を講じること。